

新潟市体験型観光支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 食、酒、農、文化など、本市の魅力ある素材を活用した体験型観光の充実を図ることで、旅行者の満足度の向上やさらなる誘客につなげることを目的とする新潟市体験型観光支援補助金（以下補助金という。）の交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下に定めるところによる。

体験型観光 食、酒、農、文化など本市の魅力ある素材を活用した体験プログラムの提供により、市内に滞在する旅行者が、本市の魅力を体感する観光の形態で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 新規性又は発展性が認められること
- (2) 単にイベントの実施ではないこと
- (3) 翌年度以降も継続が見込まれること

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、体験型観光を実施する団体、企業（以下「団体等」という。）であって、組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この号において「法」という。）第2条第2項に該当する法人で、法別表に掲げる活動を行う本市内に所在するもの
- (2) 本市内に主たる事務所を有する団体等（市内に主たる事務所を有しない場合は、構成員の過半数が本市に在住している団体等）
- (3) 本市に所在する団体等又は個人事業者
- (4) 前3号に該当する複数の団体又は個人事業者により構成された共同企業体

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 市税を滞納している者

(対象事業の要件)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金交付年度の2月末日までに事業の実施および報告を行うことができ、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 体験型観光の造成又は普及推進に関する事業であること。
- (2) 事業の目的、内容、効果及び成果が補助金の目的を達成するものであること。
- (3) 宗教、政治、選挙活動が含まれる事業、公共の福祉に反する事業でないこと。
- (4) 行政庁等の許可・認可等が必要な場合は、当該許可・認可等を受けられることが確実に見込まれる事業であること。
- (5) 原則として、当該年度においてほかの補助金等の交付を受けない事業であること。ただし市長が特別に認める場合を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下補助対象経費という。）は、補助対象事業を実施するために直接要する経費のうち、新潟市体験型観光支援補助金運用基準（以下「運用基準」という）に定めるものとする。ただし、補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費や、領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費は除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。

2 補助金の上限額は、一の補助対象事業につき年度ごとに100,000円以内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続きを遅延なく履行すること。
- (2) 補助対象事業を変更、中止する場合には、市長に届け出ること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助対象事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (7) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行うこと。
- (8) 補助金の交付の決定を受けた後に対象事業に着手すること。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施する前に、新潟市体験型観光支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、一会計年度につき一事業を限度とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて行う現地調査等により事業を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で当該事業を補助対象事業として決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行う際、前項の補助対象事業の適正な運営を行うために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による決定を行ったときは、新潟市体験型観光支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の決定にあたっては、第8条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減

額するものとする。

- 5 市長は、第8条2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して決定を行うものとする。

(事業の進捗管理)

第10条 市長は、補助対象事業の進捗状況を把握するため、必要に応じて、補助対象事業者に資料等の提示又は説明を求めることができる。

- 2 第9条第1項の規定による決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、前項の規定により資料等の提示又は説明を求められたときは、遅滞なく説明等を行わなければならない。

(補助対象事業の変更、中止等)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る申請の内容を著しく変更しようとするときは、あらかじめ新潟市体験型観光支援補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合は又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない範囲の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

- 2 市長は、変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは変更決定を行い、新潟市体験型観光支援補助金交付決定変更通知書（様式第4号）を補助対象事業者に通知するものとする。

- 3 補助対象事業者は、交付承認申請書等に記載した実施期間内に補助対象事業が完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- 4 補助対象事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、新潟市体験型観光支援補助金中止・廃止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後30日以内または補助金交付年度の2月末日のいずれか早い期日までに、新潟市体験型観光支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助対象事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。なお、実績報告時に当該消費税仕入控除額が確定していない場合にあっては、確定後、新潟市体験型観光支援補助金に係る消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要があると認める場合は現地調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、新潟市体験型観光支援補助金確定通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 市長は、第12条第2項の報告があった場合には、期限を定めて当該消費税等仕入控除額の全部または一部の返還を命ずる。

(交付決定の取り消し)

第15条 市長は、補助対象事業者が次に各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付決定の内容を承認なく変更したとき。
- (4) 補助期間中に事業の中止又は廃止をしたとき。
- (5) 補助対象事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (6) 補助金の交付決定に付した条件または法令等に違反したとき。
- (7) 第10条に規定する資料等の提示または説明を拒んだとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた場合においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、新潟市体験型観光支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第16条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助対象事業により取得した価格が1点30,000円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

3 第7条第4号の規定は、補助対象事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産等の耐用年数を経過したいずれか早い日を経過したときは適用しない。

4 第7条第4号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ新潟市体験型観光支援補助金に係る取得財産の処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（検査）

第17条 補助対象事業者は、事業終了後に市長が補助対象事業の運営及び経理等の状況に係る検査を求めた場合には、これに応じなければならない。また、事業継続性を確保するため、交付年度の翌年から2年間は事業の状況について確認することがある。

（選定委員会）

第18条 市長は、この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平・公正に補助事業者を選定するため、新潟市体験型観光支援補助金選定委員会（以下「選定委員会」）を置く。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。